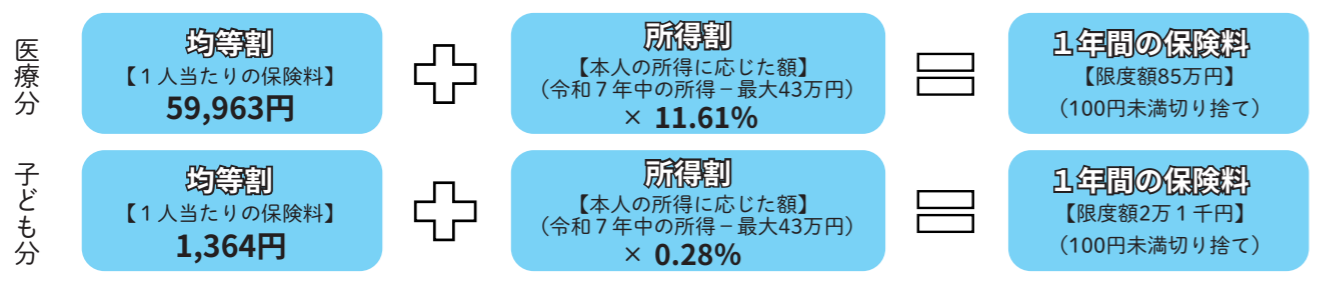


# 令和8年度の保険料について

◆ 令和8年度の保険料額は7月に個別にお知らせします

## 《保険料の計算方法》



- ▶ 「医療分」と「子ども分」を合わせた額が1年間の保険料です。
- ▶ 1年間の保険料の上限額は、85万円、子ども分が2万1千円です。
- ▶ 年度の途中で加入したときは、加入した月からの月割で計算します。  
※ 「所得」とは前年の「収入」から必要経費（公的年金等控除や給与所得控除額など）を引いたものです。  
※ 前年の所得金額により、43万円の控除額が異なる場合があります。

## 保険料の軽減

### 1 均等割の軽減

軽減は被保険者と世帯主の所得の合計で判定します。被保険者ではない世帯主の所得も判定の対象となります。昭和34年1月1日以前に生まれた方の公的年金等に係る所得は、さらに15万円を引いた額で判定します。

対象者の所得要件 (世帯主および世帯の被保険者全員の軽減判定の所得額)	均等割の軽減割合 令和8年度
$43万円 + 10万円 \times (\text{給与所得者等の数} - 1)$	7割※医療分のみ7.2割
$43万円 + (31万円 \times \text{世帯の被保険者数}) + 10万円 \times (\text{給与所得者等の数} - 1)$	5割
$43万円 + (57万円 \times \text{世帯の被保険者数}) + 10万円 \times (\text{給与所得者等の数} - 1)$	2割

給与所得者等とは  
▶ 給与等の収入金額が55万円を超える方  
▶ 公的年金の収入金額が60万円(65歳未満)、125万円(65歳以上)を超える方のいずれかに該当する方です。

### 2 被用者保険の被扶養者だった方の軽減

この制度に加入したとき、被用者保険の被扶養者だった方は、負担軽減のための特別措置として、所得割がかからず、制度加入から2年を経過していない期間のみ均等割が5割軽減となります。(59,963円→29,981円)

※被用者保険とは、協会けんぽ等、主にサラリーマンの方々が入っている健康保険のことで、市町村の国民健康保険等は含まれません。

## 保険料のお支払い方法

保険料の納め方は、原則「年金天引き」です。(申し出によって「口座振替」も可能)

ただし、次の(1)~(3)のいずれかに当てはまる方は「年金天引き」の対象となりませんので、「納付書」または「口座振替」にてお納めください。

- (1) 介護保険料が「年金天引き」されていない方(年金額が年額18万円未満の方)
- (2) 介護保険と後期高齢者医療の保険料の合計額が、介護保険料が天引きされている年金の受給額の半分以上を超える方
- (3) 新たに制度に加入された方の半年の期間

※社会保険料控除は、「年金天引き」の方は本人に、「口座振替」の方は口座名義人に適用されます。

## 保険料の減免

保険料のお支払いが困難な場合は、役場住民課後期高齢者医療担当へご相談ください。

災害、失業などによる所得の大幅な減少、その他特別の事情で生活が著しく困窮し保険料のお支払いが困難な場合は、保険料の減免を受けられる場合があります。

☎ 北海道後期高齢者医療広域連合 TEL 011-290-5601 住民課後期高齢者医療担当 TEL 56-2122

# こども誰でも通園制度

「こども誰でも通園制度」は、全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な育成環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を行うための制度です。

令和8年4月より、子ども・子育て支援法に基づく新たな給付制度として全国の市町村で実施されます。

## ◇ 利用対象者

- ・ 占冠村に住民登録があること
- ・ 保育所等に通っていないこと
- ・ 0歳6か月～3歳未満であること

## ◇ 実施施設

占冠保育所 (定員：1日あたり1人まで)

## ◇ 利用料金

- ・ こども1人1時間 300円
- ・ 月10時間までの利用となります

## ◇ 利用申込

次の手順により手続きをしてください。

- 1 利用認定の申請
- 2 決定通知の受理
- 3 事前面談の予約
- 4 事前面談
- 5 利用予約
- 6 施設利用



こども家庭庁  
ホームページ

☎ 子育て支援課子育て支援室 TEL 56-2125

# 野外体育施設をご利用ください

今年度も野外体育施設の開放をしております。夏期間の体力づくりの場としてご利用ください。

●施設名 運動公園野球場・ふれあい広場・テニスコート・総合グラウンド・ゲートボール場・パークゴルフ場

●申込み 運動公園野球場・総合グラウンド・ゲートボール場・パークゴルフ場を団体で使用される方は、教育委員会社会教育担当へ必ず申込みをしてください。  
※申込用紙は教育委員会にあります。



☎ 教育委員会社会教育担当 TEL 56-2183